

第2章 略語集（本書で使う略語一覧）

1. 法令名

略 語	正 式 名 称
外為法	外国為替及び外国貿易法
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
輸出令	輸出貿易管理令
輸出令別 1	輸出貿易管理令別表第 1
輸出令別 2	輸出貿易管理令別表第 2
外為令	外国為替令
核燃料物質等の定義に関する政令	核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令
化学兵器等の規制に関する政令	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
核兵器等開発等省令	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
通常兵器開発等省令	輸出貨物が輸出貿易管理令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令
仲介貿易おそれ省令	外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
仮陸揚げおそれ省令	仮に陸揚げした貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
輸出者等遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
特定重要貨物等省令	特定重要貨物等を定める省令
核兵器等開発等告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第 9 条第 2 項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合
通常兵器開発等告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第 9 条第 2 項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が 輸出貿易管理令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物

略 語	正 式 名 称
	(同令第4条第1項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合
文書等告示	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等
化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究を定める告示	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第六号の規定により経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
使用技術告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物
技術仲介おそれ告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第六号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合
包括許可要領	包括許可取扱要領
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
提出書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について
大臣通達	不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて
仲介貿易運用通達	外国為替及び外国貿易法第25条第4項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について
補完規制通達	大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について

略 語	正 式 名 称
事前相談手続通達	特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
外国ユーザーリスト	「外国ユーザーリスト」について

2. その他略語

略 語	解 説
文書等	文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質 〔『原子炉等規制法』第一章第2条第10項で定義〕
明らかなきとき	核兵器等開発等省令二号、三号の括弧書（輸出しようとする貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外の行為に用いられることが明らかなきとき）にあたる時。
軽水炉	沸騰水型軽水炉又は加圧水型軽水炉
核兵器等懸念貨物例	補完規制通達1（3）1）「核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」
通常兵器懸念貨物例	補完規制通達1（3）2）「通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例」
明らかガイドライン	補完規制通達1（6）「輸出者等が「明らかなきとき」を判断するためのガイドライン」
化学兵器禁止条約	化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約